

令和5年5月8日

保護者 様

川口市立鳩ヶ谷小学校長

新型コロナウイルス感染症に係る出席停止の対応等について

このことにつきまして、川口市教育委員会より学校・保護者の対応に関しまして方針が示されました。新型コロナウイルスの感染症法上の分類が5類に引き下げられる5月8日以降は、学校保健安全法上におきましても改正がなされ、出席停止の取り扱い等に変更があります。

つきましては下記のとおり対応となりますので、引き続き感染拡大防止とともに、子供たちの健康・安全にご理解いただき、ご協力くださるよう、お願いいたします。

なお、ご不明な点につきましては遠慮なくご相談ください。

記

【主な対応の変更】

1 お子様の新型コロナウイルス感染が確認された場合

- 発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまでを出席停止扱いとします。（発症日、症状が軽快した日の翌日を1日目とします。）
- 出席停止解除後、発症から10日を経過するまでは、マスクの着用をお奨めします。

2 濃厚接触者の取り扱い

- 5月8日以降は濃厚接触者の特定は行われません。
- 同居している家族が新型コロナウイルスに感染した児童でも、本人の感染が確認されていない場合は、直ちに出席停止の対象とはいたしません。

3 発熱や咽頭痛、咳等の普段と異なる症状がある場合

- 無理をして登校せず休養することが重要です。
感染が確認されない場合は「病欠」扱いとなります。
- 新型コロナウイルス感染症とアレルギー疾患等の症状を区別することは困難なため軽微な症状の場合では、一律に登校を制限することはありません。

※参考

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">・新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけ変更後の療養期間の考え方等について
(令和5年4月14日 厚生労働省) https://www.mhlw.go.jp/content/001087473.pdf・同 Q&A https://www.mhlw.go.jp/content/001087453.pdf |
|--|